

内閣府

○総務省令第二号

文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

文部科学大臣 萩生田光一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等) 第九十一条の二 [略]</p> <p>2 組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。</p> <p>一 組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号</p> <p>[二・三 略]</p> <p>[3 略]</p> <p>(被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等) 第九十一条の四 [略]</p> <p>2 組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。</p> <p>一 組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号</p> <p>[二・三 略]</p> <p>[3 略]</p> <p>(組合員証等) 第九十三条 組合員の資格を取得した者(法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。))であつた者で短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者を含む。)は、次に掲げる事項を記載した組合員資格取得届書を所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、第一号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。))第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。))については、組合が地方公共団体情報システム機構等から第一号に規定する個人番号の提供を受けることができるときは、当該組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。</p>	<p>(離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等) 第九十一条の二 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>一 組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。))第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。))又は基礎年金番号</p> <p>[二・三 同上]</p> <p>[3 同上]</p> <p>(被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等) 第九十一条の四 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>一 組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号</p> <p>[二・三 同上]</p> <p>[3 同上]</p> <p>(組合員証等) 第九十三条 組合員の資格を取得した者(法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。))であつた者で短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者を含む。)は、次に掲げる事項を記載した組合員資格取得届書を所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、第一号に規定する個人番号については、組合が地方公共団体情報システム機構等から同号に規定する個人番号の提供を受けることができるときは、当該組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。</p>

「一〇四 略」

「2 略」

(支払未済の給付)

第二百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けようとする場合に限る。)を記載した請求書を組合(指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第二百二十一条第三項、第二百二十二条、第二百二十四条第二項、第五項及び第六項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条から第二百四十五条まで、第四百四十七条から第五百三十三条まで、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百五十九条第一項及び第三項、第六十条第二項並びに第六十一条第一項において同じ。)に提出しなければならない。

「一〇二 略」

二の二 死亡した者の組合員証の組合員等記号・番号(当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号)

「三〇五 略」

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し(以下「法定相続情報一覧図の写し」という。)

「二〇五 略」

「3 略」

(遺族に対する一時金の決定の請求)

第三百三十条 法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

「一 略」

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

「三〇五 略」

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

「一・二 略」

三 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

「一〇四 同上」

「2 同上」

(支払未済の給付)

第二百二条 「同上」

「一〇二 同上」

二の二 死亡した者の組合員証の組合員等記号・番号(当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号)又は個人番号

「三〇五 同上」

2 「同上」

一 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本

「二〇五 同上」

「3 同上」

(遺族に対する一時金の決定の請求)

第三百三十条 「同上」

「一 同上」

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日

「三〇五 同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本

〔四〇八 略〕

〔三・四 略〕

(公務遺族年金の決定の請求)

第四百七十七条 公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

〔三〇十二 略〕

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

〔一 略〕

二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

〔三〇十 略〕

〔三・四 略〕

(年金受給権の消滅の届出)

第六十一条 年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき(公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるとき又は法第九十六条第二項、第二百一条第二号若しくは第三号、第一百七十一条第五号若しくは同条第二項第一号若しくは第三号に該当したときを除く。)は、その遺族、法第四十七条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項(受給権者が死亡した場合にあつては、個人番号を除く。)を記載した年金受給権消滅届書に年金証書を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、年金受給権者が死亡したにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

〔一〇四 略〕

〔2 略〕

附則

(旧職域加算遺族給付の決定の請求)

第十八条 旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。)について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

〔四〇八 同上〕

〔三・四 同上〕

(公務遺族年金の決定の請求)

第四百七十七条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日

〔三〇十二 同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本

〔三〇十 同上〕

〔三・四 同上〕

(年金受給権の消滅の届出)

第六十一条 年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき(公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるとき又は法第九十六条第二項、第二百一条第二号若しくは第三号、第一百七十一条第五号若しくは同条第二項第一号若しくは第三号に該当したときを除く。)は、その遺族、法第四十七条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届書に年金証書を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、年金受給権者が死亡したにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

〔一〇四 同上〕

〔2 同上〕

附則

(旧職域加算遺族給付の決定の請求)

第十八条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日

〔三〕八 略

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

〔一〕 略

二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

〔三〕十 略

〔3〕 略

(改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付)

第二十五条 改正前地共済法第四十七条第一項の規定により改正前地共済法による職域加算額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一・一〕の二 略

二 受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

〔三〕七 略

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡した受給者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

〔二〕四 略

〔3〕 略

(支払未済の給付)

第二十八条 改正前地共済法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法)においては、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一・一〕の二 略

二 受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

〔三〕七 略

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

〔二〕四 略

〔3〕 略

〔三〕八 同上

2 〔同上〕

〔一〕 同上

二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

〔三〕十 同上

(改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付)

第二十五条 〔同上〕

〔一・一〕の二 同上

二 受給権者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

〔三〕七 同上

2 〔同上〕

一 死亡した受給者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本

〔二〕四 同上

〔3〕 同上

(支払未済の給付)

第二十八条 〔同上〕

〔一・一〕の二 同上

二 受給権者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

〔三〕七 同上

2 〔同上〕

一 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本

〔二〕四 同上

〔3〕 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。